

カルテ開示

当院では、芦屋市個人情報保護条例及び市立芦屋病院診療録開示規定等に基づき、カルテ開示を行っています。

●●開示請求権●● カルテ開示請求は誰ができるか？

- ① 患者本人
- ② 法定代理人

*本人死亡の場合：本人の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者とこれらの法定代理人

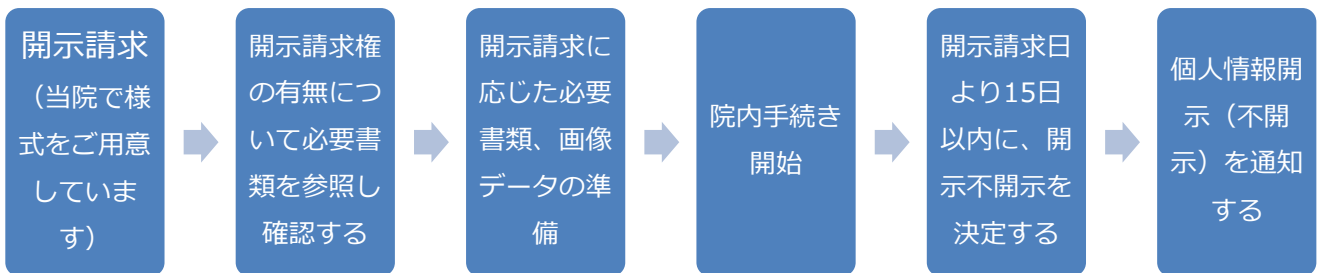
●●請求者別必要書類●●

- ① 患者本人：カルテ開示請求書+患者本人であることを示す書類
- ② 法定代理人：カルテ開示請求書+法定代理人であることを示す書類
+法定代理人本人であることを示す書類
- ③ ご遺族：カルテ開示請求書+本人との関係を示す書類+ご遺族本人であることを示す書類

●●開示の手順●●

請求受付後慎重に審査し、15日以内の開示の可否を通知いたします。審査に時間のかかる場合は改めて日程をご連絡させていただきます。

*手続きは郵送でも可能です。お気軽にお問い合わせください。



●●カルテ開示できない場合●●

- ① 第三者の利益を害する恐れがある場合
- ② 患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがある場合

●●開示費用●●

カルテコピー : 白黒1枚11円、カラー1枚55円 (カルテ写しは紙のみ)

レントゲン等の画像データ : CD-R1枚110円

■■■この件に関するお問合せ・開示請求窓口■■■

〒 659-8502 芦屋市朝日ヶ丘町 39 番 1 号 市立芦屋病院

診療情報管理室 TEL (0797) 31-2156 (代表)